

発議第10号 説明資料

幕別町議会基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町議会基本条例 (平成26年 3 月20日 条例第 9 号) 第 1 条～第19条 略 (見直し手続) 第20条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において<u>検討するものとする。</u> 2 略 3 略	○幕別町議会基本条例 (平成26年 3 月20日 条例第 9 号) 第 1 条～第19条 略 (見直し手続) 第20条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において<u>検討し、その結果を公表しなければならない。</u> 2 略 3 略